<産業廃棄物実態調査票の記入要領・記入例>

調査対象とする事業所と廃棄物 調査対象期間 ●この調査の対象期間は、令和6年度(令和6年4月1日~令和7年3月31日)の1年間です。 ●この調査では、調査対象の事業場内で発生した廃棄物だけ(ただし、建設業の場合は宮城県内で行った元腈工事すべて)か記入の対象となります。 この期間中の廃棄物の発生と処理・処分の状況を項目①~⑬までの流れに従って記入してください。 ●廃棄物がどのように分類されているかを示すために、「廃棄物分類表」がありますので参考にしてください。 発生量について ⑥処理・処分方法コード表 ⑪委託中間処分方法コード表 ④中間処理方法コード表 ●発生した廃棄物の「名称」と「数量」の回答欄には、「焼却」、「脱水」等の処理を行う前の「名称」と「数量」をお答えください。 A1:焼却(熱回収なし) A2:焼却(熱回収あり) B:脱水 C:天日乾燥 D:機械乾燥 ⑬資源化用途コード表 < 自己処理> ○<u>自社で焼却</u>している場合、発生した廃棄物とは<u>焼却前のもの</u>です。 (記入例Eを参考にしてください) Q1:自社の処分場で埋立処分した。 V1:自社で現利用した。 V2:自社で現場内で利用した。 10:鉄鋼原料 : 非鉄金属等原材料: 燃料: 木炭 木くす、紙くす、廃プラスチック等を焼却している場合の「③年間発生量」は、焼却前の量です。従って「①廃棄物の名称」の分類番号は、 燃やす前の名称とその分類番号となります。なお、焼却後の灰の量が「⑤中間処理後量」となります。 ○<u>自社で脱水</u>している場合の発生した廃棄物とは<u>脱水前のもの</u>です。 (記入例F・Gを参考にしてください) 〈産業廃棄物処理業者等へ委託処理〉 S1:処理業者の処分場で直接埋立処理した。 T1:処理業者で直接海洋投入した。 U1:処理業者に中間処理(資源化・リサイクルを含む)を委託した メ1:廃品回収(資源)業者、あるいは納入業者、関連企業 等で再生処理をした。 汚泥の発生量は、脱水、乾燥、メタン発酵等の中間処理を行う前の量であり、脱水機等に投入された1年間の量が「③年間発生量」となります。 なお、脱水前の重量を把握していない場合は、下記の式より計算してください。 **<式>:**(脱水前の汚泥発生量)=(脱水後の汚泥量)×(100%-脱水後の含水率%)÷(100%-脱水前の含水率%) ンノリート固型化 ・メタン発酵 ・造粒固化 ・ 固化 電合 ●ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答えください。 : エホー 産業員内 : 再生材料・合板 : 再生砕石 : 再生路盤材 < 市町村へ委託処理> R1:市町村、一部事務組合等が設置する一般廃棄物処分場で埋立した。 R5:市町村の清掃工場で処理(焼却、破砕、脱水等)した。 ○廃酸、廃アルカリを公共水域(河川、公共下水道等)へ放流するために中和処理した場合。 → 中和処理後の「汚泥」を発生量とします。 : 再生骨材 : 再生骨材 : 埋め戻し材 : 再生アスファルト合材 ○含油廃水を油水分離した場合。 → 油水分離後の「廃油」と「油でい」等を個別に(それぞれ1行ずつを)発生量とします。 (ごみ収集を含む) R6:市町村の清掃工場でリサイクルした。 56: 再生アンルト合称 60:バリフ原材料 70:ガラスチック原材料 80: ブラミメチック原材料 81: 再生メント・再生溶剤 91: 再生剤 92: 中和剤 93:高原遺元 98: その他 記入について <その他> Z9:その他 ●同じ種類の廃棄物でも中間処理方法や処分方法、委託処理先等が異なる場合は、①の欄から行を 分けて記入してください。 ●廃棄物量を重さ(トン≪t≫)以外の単位で把握している場合は、トンに換算して記入してください。 : 圧縮固化: 剥離 また、個数や本数の場合も1個当たりの重量等より換算してください。 8:圧縮固化 9:剥離 ●処理業者へ処理・処分を委託している場合は、マニフェスト伝票を参考にして記入してください。不明な点 は、具体的な内容を処理業者に確認したうえで記入してください。 調査票の記入例 ②建設業のみ、該当するものをリストから選択してください。 ⑨熱回収について、該当するものをリストから選択してください。 ②処理後の処分方法について、該当するものをリストから 選択してください。 ⑧優良認定について、該当するものをリストから選択してく ①産廃・特管の別について、該当 するものをリストから選択してください。 ①「廃棄物分類表」を参考に、大分類、中分類をリストから選択し 単位は「 t 」で入力してください。 1 k g 未満の場合は、「0.001」 と記入してください。 ⑤微量又は液状廃棄物を焼却し、 焼却灰が1 k g 未満の場合は、 「0.001」と記入してください。 ⑥廃棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認して該当する方法をリストから選択してください。 途を上位2 つまでリスト から選択し こくにこい。 小分類は、具体的な名称を入力してください。 熱回収認定業者である:1 あり(認定あり) 熱回収を行う業者である:2 あり(認定なし) 熱回収を行わない:0 なし 再生利用・リサイクルしている 1. 仙台市一円 2. 宮城県(仙台市を除く)一円 処理業者が優良認定業者である: 1 あり 優良認定業者ではない:0 なし . 埋立処分している. 海洋投入している U1:処理業者に中間処理(資源化・リサイ 再生利用・リサイク 60:パルプ・紙原 1 産廃 07 紙(ず 01 紙くず 紙くず 0.600 ×商店 0 なし 0 なし ルを含む) を委託した 再生利用・リサイク 10:鉄鋼原料 t W1:売却(利益があった)した。 1 産廃 10 鉄くず 鉄板くず 150.00 13 金属(す 株式会社口 0 なし 0 なし U1:処理業者に中間処理(資源化・リサイク 再生利用・リサイク 1 産廃 11 鉱物油 幾械油 1.080 ××商店 30:燃料 03 廃油 0 なし 0 なし :油水分離 ルを含む) を委託した。 U1:処理業者に中間処理(資源化・リサイ 1 産廃 06 廃プラスチック類 14 プラスチック製品くず プラスチック製品くず 0.750 株式会社×× 1 あり あり(認定なし 埋立処分している ルを含む)を委託した 1 産廃 08 木(ず 01 木〈ず 木くず 10.00 0.500 Q1: 自社の処分場で埋立処分した 0 なし ⑩宮城県内は市町村、県外は都道府県名 : 処理業者の処分場で直接埋立処理 を選択してください 1 産廃 02 汚泥 21 無機性汚泥 排水処理汚泥 50.00 B:脱水 : 機械乾燥)株式会社 0 なし 0 なし 2 特管 38 特定有害 汚泥 29 特定有害無機性汚泥 特定有害汚泥 10.000 △産業 1 by 0 なし 中和 その他 埋立処分している ルを含む)を委託し : 処理業者の処分場で直接埋立処理し 1 産廃 02 汚泥 21 無機性汚泥 排水処理汚泥 100.000 B:脱水 25.000 t 有限会社 0 なし 0 なし 記入例: No. 1 記入例: No.6 記入例: No. 2 記入例: No. 4 記入例: No. 5 記入例: No. 3 記入例: No. 7 • 8 排水処理汚泥が発生した。 製本の際に発生した紙くずが年 ・鉄板の加工の際に鉄板くずが年間150t ・プラスチック製品くずが年間750kg発生し ·木くずが年間 1 0 t 発生した。 ・特定有害汚泥と排水処理汚泥が110 t 発生した。 ・月平均で一斗缶5本ぐらいの機械油が発生 間に**600kg** 程度発生する。 発生した。 ・自社の施設で脱水→乾燥を行い、脱水後の残さが 10t (含水率85%)であった。 ·特定有害汚泥は年間10t発生し、自社での中間処理は行なわず、美里町に処理施設を保有する△△産業に中間処理 自社の焼却炉で全て焼却した。 これは、白石市にある㈱□□に売却した。 ・重量換算すると年間に1,080kg である。 (18kg×5本×12ヶ月) これは柴田町の㈱××に処理を委託した。 これは利府町にある資源業者の 焼却灰は、500kg程度で自社の処分場 (多賀城市)で埋立処分した。 ・脱水前の量は、計算していないので正確ではないが、脱水前の含水率が97%である ○×商店に 無償で渡している。 ・相手先では鉄鋼材料として利用している。 委託先では、焼却処理し、県内の最終処 ため、 計算すると、5 0 t 程度となる。 (10 t ×(100-85)÷(100-97)=50 t) これは、山形県の再生業者××商店に処理を 有料で依頼した。 ・業者では、中和及び無害化処理した後、埋め立て処分している。 , 場で埋立処分している。 ・また、排水処理汚泥は、濃縮後の100tを自社の施設で脱水し、処理後の残さ25tは仙台市の制〇〇で埋立処分 ・処理後の汚泥は、△△㈱に運搬を委託し、秋田県に処分場を保有する○○㈱で直 ・相手先では、油水分離後燃料として再利用 ○排出量ゼロの場合 ・計画書を提出したが、排出量がゼロであった場合、次のように実態調査票を入力し、排出実績なしの報告書を提出してください。

1:①廃棄物の名称(小分類以外は必須) ⇒ 1行のみ <u>任意の産廃種類</u> を指定してください。				_	処理処分の方法 ⇒「Z9:その他」を選択して	こください。
	/					
Solve refer to a fact of the first to the fact of the			O + 88 kg 7m - + >+ / ++ >			

	心廃棄物の名称(小分類以外は必須)					②左門交生号 出点	④中間処理の方法(自社)		②中間加速等	田片	立 ⑥処理処分の方法	②h□ △牛々ૠ	8	() 数同期	⑩処分先 都道府県		⑪委託中間処分方法		②加頭後の加公士汁	⑬資源化用途		
産廃	・特管		中分類	小分類	(建設業のみ入力)	③中間光土量 単位	一次	二次	三次	③中间处理核重 早1	¥1V	0 处理处力00万法	少处刀无石机	優良認定	の製造する	宮城県内 は市町村 一次	二次	三次	- 医处理核切处刀刀法	第1位	第2位	
1 1 %	産廃 0	07 紙くず	01 紙くず									Z9: その他										